



PRESS RELEASE



2026年2月13日

各 位

会社名 北越コーポレーション株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO 岸本 哲夫
(コード番号: 3865 東証プライム)
問合せ先 執行役員広報室長 外川 義治
電話 03-3245-4500

従業員持株会処分型株式給付信託の詳細決定 並びに第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025年9月25日付で「従業員持株会処分型株式給付信託」（以下「本信託」といいます。）の導入を公表しておりますが、本日開催の取締役会において、下記のとおり、その詳細を決議するとともに、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本信託の概要につきましては、2025年9月25日付「従業員持株会処分型株式給付信託の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 本信託の詳細

- (1) 信託の目的 持株会に対する当社株式の安定的な供給及び信託財産の管理、処分により得た収益の受益者への給付
- (2) 委託者 当社
- (3) 受託者 みずほ信託銀行株式会社
みずほ信託銀行株式会社は株式会社日本カストディ銀行と包括信託契約を締結し、株式会社日本カストディ銀行は再信託受託者となります。
- (4) 受益者 受益者適格要件を充足する従業員持株会加入者
- (5) 信託設定日 2026年3月25日
- (6) 信託の期間 2026年3月25日から2031年4月15日（予定）まで

2. 自己株式の処分について

(1) 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2026年3月25日(水)
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式 731,300 株
(3) 処 分 価 額	1株につき金 964 円
(4) 処 分 総 額	704,973,200 円
(5) 処 分 予 定 先	株式会社日本カストディ銀行（信託E口）
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

(2) 処分の目的及び理由

本自己株式処分は、本信託導入に際し設定される当社株式の保有及び処分を行う株式会社日本カストディ銀行（信託E口）に対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。

処分数量については、今後5年間の信託期間中に従業員持株会が本信託により購入する予定数量に相当するものであり、2025年9月30日現在の発行済株式総数188,053,114株に対し0.39%（2025年9月30日現在の総議決権個数1,685,413個に対する割合0.43%（いずれも小数点第3位を四捨五入）となります。

(3) 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値964円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

なお、処分価額964円については、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近1か月間の終値平均942円（円未満切捨）に対して102.34%を乗じた額であり、同直近3か月間の終値平均900円（円未満切捨）に対して107.11%を乗じた額であり、さらに同直近6か月間の終値平均941円（円未満切捨）に対して102.44%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものと判断しております。

(4) 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以上